

## 事業評価書（事後）

平成19年8月

評価対象（事業名）	里親養育援助事業の創設	
主管部局・課室	雇用均等・児童家庭局家庭福祉課	
関係部局・課室	-	
関連する政策体系		
基本目標	VI	男女がともに能力を発揮し、安心して子どもを産み育てることなどを可能にする社会づくりを推進すること
施策目標	3	児童虐待や配偶者による暴力等の発生予防から保護・自立支援までの切れ目のない支援体制を整備すること
施策目標	3-1	児童虐待や配偶者による暴力等への支援体制の充実を図ること
個別目標1		児童虐待の発生予防から早期発見・早期対応の体制を充実すること
個別目標2		虐待を受けた子どもの保護・支援のための体制を整備すること

## 1. 現状・問題分析

事前評価実施時における現状・問題分析（平成15年度）
(1) 現状分析 里親制度とは、養育に欠ける児童を温かい愛情と正しい理解を持った家庭の中で養育する制度である。 登録里親数は昭和35年度に19,000人をピークとして平成13年度には約7,300人と3分の1近くに低下しているが、虐待を受けた児童を家庭的な環境の中で養育し他の人との関係を良好にする上で里親制度は極めて有用であり、同制度に期待される役割は大きくなってきている。
(2) 問題点 委託児童数、受託里親数が伸びない原因の一つには、里親になりたいと思っても、里親として養育することができるのか、委託された場合に支援を受けられないのではないかといった不安や負担感があったため、里親になることを躊躇してきたことが考えられる。
(3) 問題分析 里親が児童と良好な関係を築けるかといった里親として養育することへの不安や負担感を軽減させるためには、児童の養育について知識・経験を有するものが里親のもとを訪問し、相談に応じるなどして里親を支援する必要がある。
(4) 事業の必要性 家庭的な環境の中で養育する里親制度の普及を図るためには、里親家庭への訪問支援や相談支援を行い、里親が児童と良好な関係を築けるかといった里親として養育することへの不安や負担感を軽減させる必要がある。
事後評価実施時（現在）における現状・問題分析
里親登録数は、昭和35年の19,000人をピークに平成13年度には約7,300人と3分の1近くに低下しているが、その後徐々にではあるが増加してきている。特に虐待を受けた子どもを温かい愛情と正しい理解を持った家庭の中で養育し、愛着形成を図ることのできる里親制度は現在においても児童の健全育成にとって有用であると考えられ、同制度の役割は大きくなってきている。 （※里親登録は、児童相談所に申し込んで所定の手続きをとると、都道府県知事又は指定都市の市長が認定して里親登録を行う。その後、里親には、児童相談所を通じて児童の養育が委託されることとなる。） 里親制度を普及させるためには、里親への訪問支援や相談支援により里親の養育負担を軽減することが必要であることから、里親仲間や里親が指定する者などが、里親家庭を訪問し養育上の援助や相談を行う事業は有効であり、引き続き実施する必要がある。

現状・問題分析に関連する指標						
	H14	H15	H16	H17	H18	
1	里親登録数(単位:人)	7,161	7,285	7,542	7,737	—
	委託児童数(単位:人)	2,517	2,811	3,022	3,293	—
2	児童虐待相談対応件数(単位:件)	23,738	26,569	33,408	34,472	37,343
(調査名・資料出所、備考)						
<ul style="list-style-type: none"> <li>・指標1及び2は、大臣官房統計情報部の「福祉行政報告例」による。</li> <li>・指標1の平成18年度の数値は、現時点で未発表のため、記載できない。</li> <li>・指標2の平成18年度の数値は、平成19年7月現在の速報値であり、同年秋頃に確定値を公表予定である。</li> </ul>						

## 2. 事業の内容

## (1) 事業の実施主体

実施主体: 国、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他( )
--

## (2) 事業の内容(概要)

里親家庭に里親仲間や里親が指定する者などが、里親家庭を訪問し養育上の援助や相談を行う。
---

## (3) 予算

一般会計・厚生保険特会・労働保険特会					
予算額(単位:百万円)	H16	H17	H18	H19	H20
	338	1,775	1,783	2,307	2,668

※H17年度からは統合補助金の内数。

※H20年欄は、予算概算要求額。

## 3. 事前評価実施時における目標・達成時期

事業の目標	
里親養育援助事業の実施か所数の増	
政策効果が発現する時期	なし。
目標達成時期	なし。

## 4. 評価指標

アウトプット指標						
	H14	H15	H16	H17	H18	
1	里親養育援助事業の実施か所数の増(単位:か所)	—	—	6	8	10
(調査名・資料出所、備考)						
<ul style="list-style-type: none"> <li>・指標1は、雇用均等・児童家庭局家庭福祉課が都道府県等からの報告に基づいて調査した結果による。</li> <li>・事業開始が平成16年度からのため、平成14年～15年欄の数値は記載できない。</li> </ul>						

## 5. 事前評価の概要

必要性の評価	里親に対する訪問・相談援助事業は、喫緊の課題であり、早急に全国的に取り組む必要がある。
有効性の評価	里親への支援を拡充することにより、里親制度がより活用され、家庭的な環境の中での養育が促進され、児童の健全な育成に資する。
効率性の評価	訪問支援や相談支援を通じて、里親の不安・負担感を直接軽減させることが期待でき、里親制度の普及・促進が期待できる。

## 6. 事後評価の内容

## (1) 有効性の評価

政策効果が発現する経路(投入→活動→結果→成果)	里親への支援を拡充することにより、里親制度がより活用され、家庭的な環境の中で
--------------------------	--

の養育が促進され、児童の健全な育成に資する。
有効性の評価
里親養育援助事業の実施か所数は、平成16年度の事業開始以降年々増加しており、里親支援を拡充することは、里親受託の推進につながり、ひいては委託児童数の増加にも資することから、児童の健全な育成に有効であると評価できる。
事後評価において特に留意が必要な事項
なし。

(2) 効率性の評価

効率性の評価
虐待を受けた子どもの訪問支援や相談支援の拡充を通じて、より多くの里親の不安・負担感を直接軽減させることができると評価できる。
事後評価において特に留意が必要な事項
なし。

(3) その他(上記の他、公平性及び優先性等、評価すべき視点がある場合に記入)

なし。
-----

(4) 政策等への反映の方向性

評価結果を踏まえ、平成20年度予算概算要求において所要の予算を要求する。
--------------------------------------

7. 特記事項

①国会による決議等の状況(警告決議、附帯決議等) なし。
②各種政府決定との関係及び遵守状況 なし。
③総務省による行政評価・監視及び認定関連活動等の状況 なし。
④会計検査院による指摘 なし。
⑤学識経験を有する者の知見の活用に関する事項 なし。